

神奈川県高校生等奨学給付金(通常給付・国公立)**授業料以外の教育費を支援する返還不要の給付金(申請必要)
生活保護(生業扶助)受給世帯・住民税所得割非課税世帯が対象****1 申請できる方** 令和6年7月1日現在で次の要件のすべてを満たす世帯**(1) 保護者の方が神奈川県内に住所を有していること。**

- 神奈川県外在住の場合は、お住まいの都道府県へお問合せください。
- 都道府県によって申請期限が異なりますので、お早めに(できれば7月中に)ご確認ください。

(2) 生活保護(生業扶助)受給世帯または住民税所得割非課税世帯であること。

- **生活保護(生業扶助)受給世帯**(以下「生活保護世帯」という。)の確認は、令和6年7月1日現在の生業扶助の措置状況で確認します。
- **住民税所得割非課税世帯**(以下「非課税世帯」という。)の確認は、保護者全員の令和6年度の都道府県民税所得割額と市町村民税所得割額で確認します。
 - ※ 海外赴任等で日本国内に住所を有しないため非課税である場合は対象外となります。
 - ※ 定額減税後の所得割額で審査を行います。

(3) 対象となる高校生等が高等学校等に在籍していること。

- 高校生等とは、就学支援金、学び直し支援金又は専攻科支援金の受給資格を有する生徒です。
- 高校生等が児童福祉施設(母子生活支援施設を除く。)に入所又は里親に養育されており、見学旅行費又は特別育成費が措置されている場合は対象外となります。
- 高等学校等とは、高等学校(別科を除く。)、中等教育学校(後期課程)、高等専門学校(第1学年から第3学年まで)、専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものをいいます。
 - ※ 高等学校及び中等教育学校(後期課程)の専攻科を含みます。
 - ※ (1)~(3)に該当する方で、就学支援金や奨学金を申請した方も対象となる場合があります。

2 申請期間 令和6年7月1日(月)~令和6年10月31日(木)

- 書類審査がありますので、お早めにご提出ください。
- 高校生等を複数扶養している場合は、それぞれの高校生等について申請が必要です。

3 支給時期 申請した月の2箇月後の末頃を予定 (例)7月申請⇒9月末頃支給

- 申請が集中した場合は、支給時期が遅くなる場合があります。
- 非課税世帯の方で、個人番号(マイナンバー)を利用した収入状況確認を希望した場合、非課税証明書等を利用した場合よりも支給時期が更に2~3週間程度遅くなる可能性があります。
 - ※ 専攻科の高校生等は個人番号(マイナンバー)を利用できません。

4 申請先

令和6年7月1日に在学する(していた)学校の事務室

- 7月2日以降に退学・転学等している場合でも、7月1日時点の在籍校に申請してください。

5 支給条件 授業料以外の教育費に係る費用に対して支給します

- 授業料以外の教育費に係る費用に対して支給しますので、この費用に未済がある場合は、奨学給付金支給額を未済額に充当します。
※ 授業料以外の教育費の例：教科書費、教材費、学用品費、通学用品費、校外活動費、生徒会費、PTA会費、入学用品費、修学旅行積立金等
- 授業料以外の教育費に係る費用で未済がないことについて、学校長の確認が必要となります。

6 支給額 世帯区分及び在学する学校の課程により支給額が異なります 「対象者及び給付額確認シート」を参照してください

●対象となる高校生等1人あたりの支給額（年額）

世帯区分		全日制・定時制	通信制	専攻科
生活保護世帯		32,300円		50,500円
非課税世帯	15歳以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹が	いない	122,100円	
		いる	143,700円	

7 提出書類

申請前に申請内容の誤りがないかを確認してください。
不備があると、支給が遅くなる場合があります。

(1) 生活保護世帯・非課税世帯共通

- ① 高校生等奨学給付金受給申請書
- ② 振込先口座を確認できる書類(預貯金通帳等)

※ 振込先口座の金融機関名、支店名、預金種別(普通口座又は貯蓄口座)、口座番号及び口座名義人(カナ)がわかる部分の通帳のコピー等を提出してください(通帳の表紙の裏に記載されていることが多いです。)

(2) 生活保護世帯の方 ※専攻科の高校生等を除く。(専攻科の高校生等は(3)参照)

(1)の書類に加えて、令和6年7月1日現在、生業扶助(高等学校等就学費)を受けていることがわかる次の①②の証明書のうちいずれかを提出してください。

- ① 生活保護法(昭和25年法律第144号)第36条の規定による生業扶助(高等学校等就学費)受給証明書(第2号様式)

※ 学校またはホームページから様式を入手し、福祉事務所で証明を受けてください。

- ② 生活保護受給証明書の原本又はコピー

申請の対象となる高校生等について、令和6年7月1日現在、生業扶助が支給されていることが記載されている証明書を福祉事務所で発行してもらってください。

このお知らせを担当のケースワーカーに確認いただき、必要な書類の発行を依頼していただくと手続きが円滑に進みます。

※ 専攻科の高校生等は非課税世帯であることを確認するため、上記の書類ではなく、(3)に記載の書類を提出していただきます。

(3) 非課税世帯の方

(1)の資料に加えて、次の資料を提出してください。

令和6年度の都道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算額が0円(非課税)であることが確認できる次のア～ウのいずれか(保護者全員分の提出が必要)

ア 令和6年度 市町村民税・県民税 非課税証明書の原本又はコピー

イ 令和6年度 市町村民税・県民税 特別徴収税額通知書のコピー

ウ 令和6年度 市町村民税・県民税 税額決定・納税通知書のコピー

- ◆ 就学支援金又は学び直し支援金の申請(届出)時にオンラインで申請している場合又は、紙での申請時に保護者全員の個人番号(マイナンバー)カードの写し等をご提出いただいている場合は、上記書類の提出を省略し、個人番号を利用して所得割額の確認を行うことが可能です。
- ◆ 詳しくは「非課税世帯の方で個人番号(マイナンバー)を利用される方へ」をご覧ください。

神奈川県外から転入された場合等、必要に応じて追加書類をお願いする場合があります。

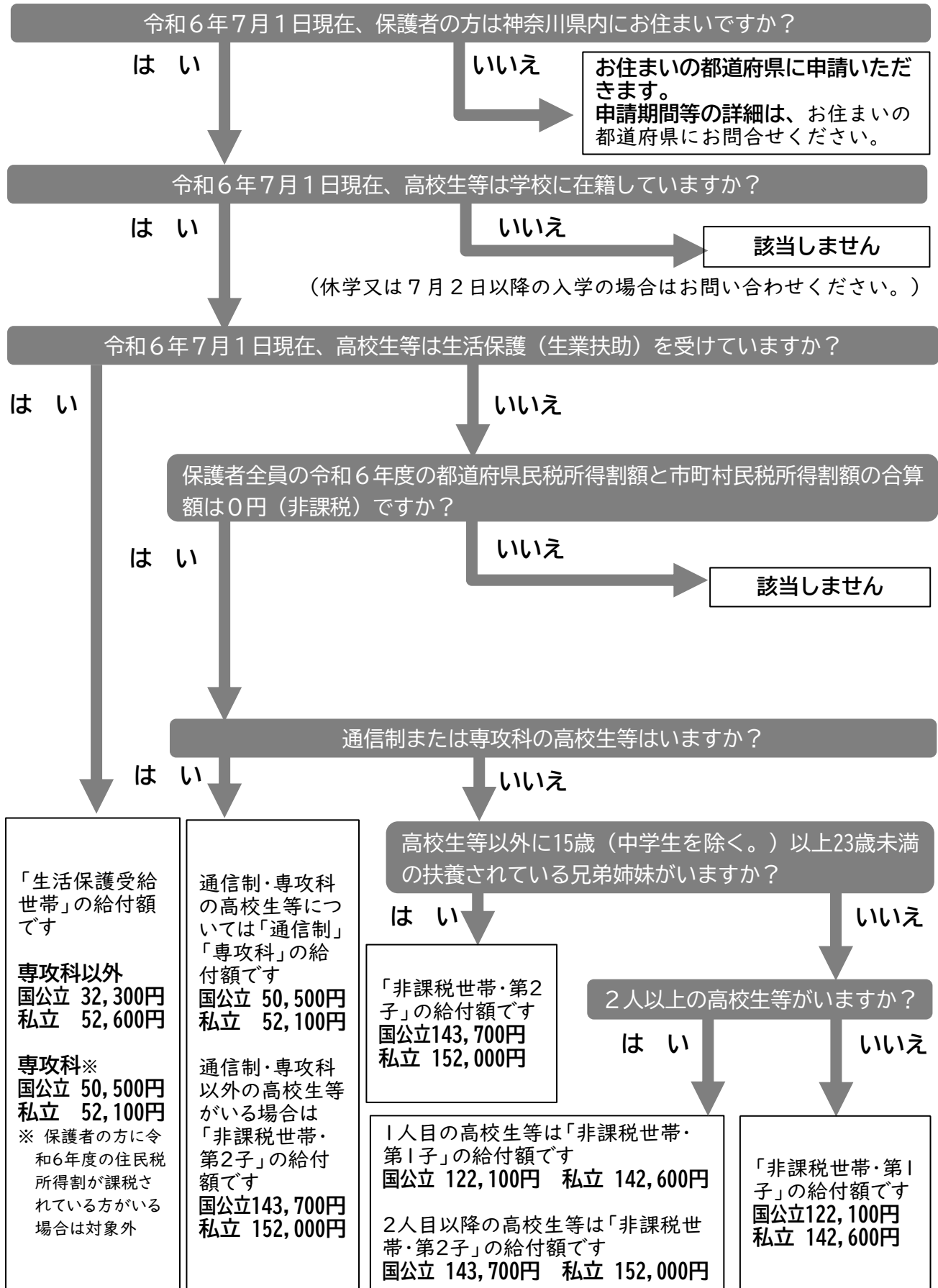
非課税世帯の方で個人番号(マイナンバー)を利用される方へ

- ◆ 非課税世帯の方は、個人番号(マイナンバー)を利用することで、7(3)に記載の「① 令和6年度の都道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算額が0円(非課税)であることが確認できる書類」の提出を省略することができます。
- ◆ 個人番号(マイナンバー)を利用するためには、就学支援金又は学び直し支援金の申請(届出)時に、オンラインで申請している※¹か、紙での申請時に、保護者全員の個人番号(マイナンバー)カードの写し等※²を提出する必要があります。
 - ※1 オンライン申請のうち、「自己情報(マイナポータル連携)により税額を登録」を選択した方は、7月中旬にe-Shienへログインし、マイナポータルから税情報を取得し、e-Shienへ再度登録する必要があります。
 - ※2 個人番号カードのコピー、個人番号通知カードのコピー、個人番号が記載された住民票の写し、個人番号が記載された住民票記載事項証明書の原本又はコピー
- ◆ 専攻科の高校生等は個人番号(マイナンバー)を利用できません。
- ◆ 個人番号(マイナンバー)をご利用いただいても税情報が取得できない場合があります。(税の申告を行っていない方など)
その場合は、あらためて非課税証明書等をご提出いただきますのでご了承ください。

8 申請書(紙)での申請の場合の注意点

- 申請者が主たる生計維持者の方の場合又は、非課税世帯の方で、申請対象となる高校生等以外に15歳(中学生を除く。)以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる場合、申請書表面の「【2】扶養親族の状況及び扶養誓約について」の誓約欄及び扶養者欄に必ずチェックを入れてください。
- 扶養状況以外の事項について、申請書裏面に「【5】誓約・委任欄」がありますので、内容を必ず確認していただき、署名してください。

高校生等奨学給付金（通常給付）対象者及び給付額確認シート



高校生等奨学給付金受給申請書

神奈川県立横須賀南高等学校長 殿

※記入しないでください。 年 月 日

年 月 日

高校生等奨学給付金の受給を申請します。

Form with fields for applicant (保護者等) and other protectors (申請者以外の保護者等), including name, address, and relationship to the applicant.

□非課税世帯⇒【1】～【5】を記入してください。
□生活保護受給世帯⇒【1】～【5】を記入してください。

【1】対象となる高校生等について

Form for applicant details including name, birth date, school name, course, and past university enrollment history.

【2】扶養親族の状況及び扶養誓約について

※申請者が主たる生計維持者の場合又は、非課税世帯で【1】の方以外の扶養親族がいる場合にご記入ください。

<誓約欄> 次の事項を必ずご確認の上、□にチェックを入れてください。(☑は必須です。)

□以下の者は、「扶養者」欄の者と健康保険法等における扶養者と被扶養者の関係と同等の関係にあることを誓約します。

Table for family support status (扶養親族の状況) with columns for name, birth date, occupation, and support status.

【3】振込先口座

Form for bank transfer details including financial institution name, code, branch, and account number.

【4】保護者等の収入の状況について

(1)生活保護受給証明書(生業扶助(高等学校等就学費)を受けていることがわかる証明書)を提出します。

①	<input type="checkbox"/>	生活保護受給証明書(生業扶助(高等学校等就学費)を受けていることがわかる証明書)
---	--------------------------	--

(2)次の者の課税証明書等を提出します。 課税証明書等を提出します。(提出しています。) 個人番号カードの写し等を提出します。(提出しています。)

①	<input type="checkbox"/>	親権者(両親)2名分 (単身赴任の場合であっても、親権者2名分提出してください。) 生徒が未成年(18歳未満)であり、親権者(両親)が2人存在する場合
②	<input type="checkbox"/>	親権者1名分 (親権を児童相談所長、児童福祉施設の長が行う場合を除く。) ・離婚、死別等により親権者が1名の場合 ・親権者は2名いるが、ドメスティックバイオレンスや養育放棄、失踪等の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を提出できない場合 など
③	<input type="checkbox"/>	未成年後見人()名分 [親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合 (複数選任されている場合は全員分)]
④	<input type="checkbox"/>	生徒の生計をその収入により維持している者(以下「主たる生計維持者」という)(両親等)2名 生徒が在学中に成人した場合で、成人する直前の未成年の時点から申請の時点まで生計を維持する者に変更がない場合
⑤	<input type="checkbox"/>	主たる生計維持者1名分 ・生徒が未成年だが、親権者又は未成年後見人が存在しない場合 ・入学時点で生徒が成人であったが、主たる生計維持者が存在する場合 ・生徒が成人であり、未成年の時点で親権者が1人だった場合 ・生徒が成人であり、未成年の時点で親権者又は未成年後見人が存在しなかった場合 など
⑥	<input type="checkbox"/>	生徒本人 ・親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合で、生徒本人が成人に達している場合 など

<確認事項> 次の事項に同意する場合は、にチェックをしてください。

<input type="checkbox"/>	高等学校等就学支援金等の申請(届出)で入力した保護者等の個人番号や、提出した個人番号カードの写し等を使用して収入の状況を確認することに同意します。
--------------------------	---

(3)次の理由により、(1)又は(2)の書類を提出しません。

①	<input type="checkbox"/>	所得確認の対象が生徒本人(親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合)であるが、未成年で道府県民税所得割・市町村民税所得割が課されるだけの収入を得ていないため
---	--------------------------	--

【5】誓約・委任欄 ※ 申請者の氏名を記入してください。

次のことを確認し、誓約(委任)します。	申請者氏名 _____
(非課税世帯の方、生活保護受給世帯の方 共通)	
・この申請書の記載内容は事実と相違ありません。また、この申請書に虚偽の記載があった場合は、神奈川県教育委員会の求めに従いその全額を即時返還します。	
・ 神奈川県以外の都道府県に高校生等奨学給付金の申請は行っておりません。	
・この申請の対象となる高校生等は、7月1日現在、童福祉法による児童入所施設措置費(見学旅行費又は特別育成費(母子生活支援施設の高校生等を除く。))の支弁対象ではありません。	
・授業料以外に学校へ納付する 納付金等に未済があるときは、私が支給を受ける高校生等奨学給付金をその未済に充てることについて学校長に委任します。	
(非課税世帯の方のみ)	
・【1】で記入した申請対象の高校生等本人は、7月1日現在、生活保護法(昭和25年法律第144号)第36条の規定による 生業扶助を措置されていません。 (対象となる高校生等が専攻科に在学する場合を除く)	

<学校使用欄>

学校受付印 <div style="border: 1px solid black; width: 200px; height: 100px;"></div>	次のことについて確認しました。	<input type="checkbox"/> 全日制	
	・ <input checked="" type="checkbox"/> 令和6年7月1日現在、本校の	<input type="checkbox"/> 定時制	課程に在学します。
		<input type="checkbox"/> 通信制	
		<input type="checkbox"/> 専攻科	
	<input type="checkbox"/> 就学支援金		
	<input type="checkbox"/> 学び直し支援金	の受給資格を有する(補助要件を満たす)者です。	
	<input type="checkbox"/> 専攻科支援金		
	・納付金等について	<input type="checkbox"/> 未済なし	
		<input type="checkbox"/> 未済あり()	円)
学校の名称	学校長の氏名		
神奈川県立横須賀南高等学校	校長 平 容久		<div style="border: 1px solid black; width: 50px; height: 30px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">職印</div>
学校の所在地			
〒239-0835			
横須賀市佐原4-20-1	学校の電話番号	046-834-5671	

記入上の注意

※ 記入にあたっては、黒又は青のボールペン等の消えない筆記具により記入してください。
(筆跡を消すことができるペンや鉛筆を使用することはできません。)

【申請者（保護者等）】の欄は、次によって記入してください。

この給付金を申請できる保護者等とは、原則として親権者（父母。父母がいない場合は代わって親権を行う者。）です。親権者がいない場合は、扶養義務のある未成年後見人、主たる生計維持者の順で申請者となり、それらすべてがいない場合のみ生徒本人が申請者となります。

なお、次の①～⑤は除きます。

- ①児童福祉法第33条の2第1項、第33条の8第2項又は第47条第2項の規定により親権を行う児童相談所長
- ②児童福祉法第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長
- ③法人である未成年後見人
- ④民法第857条の2第2項に規定する財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人
- ⑤その他生徒の就学に要する経費の負担を求めることが困難と認められる保護者

【申請者以外の保護者等】の欄は、次によって記入してください。

【申請者（保護者等）】の欄に記入した者以外に保護者等がいる場合は記入してください。

【1】対象となる高校生等についての欄は、次によって記入してください。

ア 「対象となる高校生等」とは、ウに記載する高等学校等に在学する生徒のことです。なお、7月2日以降に高等学校等に入学する場合は、入学後速やかに学校担当者にご相談ください（入学時期によっては支給できない場合があります。）。

イ 現在在学する学校の在学期間について、記入してください。また、他に高等学校等に在学したことがある場合には、当該学校の在学期間についても記入してください。

ウ 対象となる高校生等が在学する「高等学校等」とは、国公立の高等学校（専攻科を含む）、中等教育学校の後期課程（専攻科を含む）、高等専門学校（第1学年から第3学年まで）、専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものをいいます。

エ 「課程」の欄は、該当する学校の課程にチェックしてください。

なお、専修学校の場合、昼間学科は「全日制」、夜間等学科は「定時制」にチェックしてください。

【2】扶養親族の状況及び扶養誓約についての欄は、次によって記入してください。

ア 申請者が主たる生計維持者の場合又は、非課税世帯であって、対象となる高校生等の兄弟姉妹（15歳（中学生は除く。）以上23未満に限る。）を扶養している場合に、その兄弟姉妹について記入してください。

イ **扶養者と被扶養者の関係と同等の関係にあることの誓約欄は必ずチェックしてください。**

ウ **「扶養者」の欄では、本人及び兄弟姉妹の扶養者を必ずチェックしてください。**

【3】振込先口座の欄は、次によって記入してください。

振込先口座は申請者名義の口座としてください。やむを得ず申請者の口座を指定できない場合に限り、対象となる高校生等の口座を指定することができます。

【4】保護者等の収入の状況についての欄は、次によって記入してください。

ア (1)①、(2)①～⑥又は(3)①のうち、該当する1つにチェックしてください。

イ (2)①～⑥にチェックした場合は、「課税証明書等を提出します。（提出しています。）」又は「個人番号カードの写し等を提出します。（提出しています。）」のいずれか1つにもチェックしてください。

- ・「課税証明書等を提出します。（提出しています。）」にチェックした場合は、課税証明書等により収入状況を確認します。
- ・「個人番号カードの写し等を提出します。（提出しています。）」にチェックした場合は、個人番号を利用して収入状況を確認します。

ウ (2)②に該当するときは、必ず「親権者」全員の状況を確認の上、記入してください。なお、「ドメスティックバイオレンスや養育放棄、失踪等の事情によりやむを得ず、課税証明書等を提出できない場合」が、親権者全員の場合は、(2)⑤又は⑥もしくは(3)①の「親権者が存在しない場合」に該当します。

【5】誓約・委任欄は、次によって記入してください。

記載内容について確認の上、申請者が自署してください。

添付書類

<非課税世帯>

- ア 保護者等全員の所得に関する書類（課税証明書等又は個人番号カードの写し等）
 - ※ 対象となる高校生等が神奈川県内の高等学校等に在学し、就学支援金、学び直し支援金又は専攻科支援金の申請（届出）を行っている場合はアの書類の提出を省略できる場合があります。
- イ 振込先口座を確認できる書類（預貯金通帳等の写し）

<生活保護受給世帯>

- ア 7月1日現在の生業扶助（高等学校等就学費）を受けていることがわかる証明書（生活保護受給証明書等）
- イ 振込先口座を確認できる書類（預貯金通帳等の写し）

留意事項

- ア 過去に国公立を問わず高等学校等（修業年限が3年未満のものを除く。）又は高等学校等専攻科を卒業し又は修了したことがある場合には、奨学給付金の受給資格はありません。
- イ 2校以上の学校に在学している場合は、いずれか1校を選んで申請をしてください。
- ウ 不正に奨学給付金を受給した場合は、全額を即時返還していただきます。
- エ 第1号様式及び別紙において、「道府県民税」には都民税を含み、「市町村民税」には特別区民税を含みます。
- オ ドメスティックバイオレンス等の事情がある方のうち、特定個人情報のやりとりに記録の制限をかける等の措置をしていない方は、個人番号カードの写し等による申請ではなく、課税証明書等により申請してください。

通常給付 記入例

太字の部分を記入してください

この申請書を書いた日
日を記入

第1号様式の1

高校生等奨学給付金受給申請書

神奈川県立

学校長 殿

※記入しないでください。

令和6年 7月10日

高校生等奨学給付金の受給を申請します。

申請者 (保護者等)	ふりがな	かながわ いくお	高校生等との関係	<input checked="" type="checkbox"/> 親権者(父) <input type="checkbox"/> 親権者(母) <input type="checkbox"/> 未成年後見人 <input type="checkbox"/> 未成年後見人である里親 <input type="checkbox"/> 主たる生計維持者 <input type="checkbox"/> 生徒本人 <input type="checkbox"/> その他()
	氏名	神奈川 育夫		
申請者 以外の 保護者等	ふりがな	かながわ たかこ	高校生等との関係	<input type="checkbox"/> 親権者(父) <input checked="" type="checkbox"/> 親権者(母) <input type="checkbox"/> 未成年後見人 <input type="checkbox"/> 未成年後見人である里親 <input type="checkbox"/> その他()
	氏名	神奈川 高子		

保護者(親権者等)の住所・氏名・電話番号(日中連絡がとれるもの)を記入し、高校生等との関係をにチェック

申請者以外の保護者等がいる場合は、氏名を記入し、高校生との関係をにチェック

1月1日現在の住所が現住所の市町村と異なる場合は「1月1日現在の住所」欄を記入

- 非課税世帯⇒【1】～【5】を記入してください。
- 生活保護受給世帯⇒【1】～【5】を記入してください。

いずれか該当する方にチェック

【1】対象となる高校生等について

ふりがな	かながわ きょうすけ	生年月日	昭和 20年 5月 5日 平成
氏名	神奈川 京介		
在学する学校	学校の名称	(国公立) 神奈川県立 〇〇高等 学校 1年	
	課程	<input checked="" type="checkbox"/> 全日制 <input type="checkbox"/> 定時制 <input type="checkbox"/> 通信制 <input type="checkbox"/> 専攻科	
過去の高等学校等における在学期間	学校名	年 月 日	課程
	立	年 月 日	なし 1回 2回 3回 4回 不明

生徒の氏名と生年月日を記入

令和6年7月1日に在学している(いた)学校について記入

令和6年6月30日以前に上記以外の高等学校等に在学していた場合は記入

【2】扶養親族の状況及び扶養誓約について

※申請者が主たる生計維持者の場合又は、非課税世帯で【1】の方以外の扶養親族がいる場合のみご記入ください。

<誓約欄> 次の事項を必ずご確認の上、にチェックを入れてください。(は必須です。)

以下は、「扶養者」欄の者と健康保険法等における扶養者と被扶養者の関係と同等の関係にあることを誓約します。

扶養親族との続柄	氏名	生年月日	職業・学校名・学年等	課程	給付金の申請の有無
本人	【1】と同じ				
扶養親族の状況	<input checked="" type="checkbox"/> 兄 <input type="checkbox"/> 弟 <input checked="" type="checkbox"/> 姉 <input type="checkbox"/> 妹	神奈川 英子	H18.12.12	国公立 神奈川県立〇〇高等学校3年	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	<input type="checkbox"/> 兄 <input type="checkbox"/> 弟 <input type="checkbox"/> 姉 <input type="checkbox"/> 妹				
	<input checked="" type="checkbox"/> 兄 <input type="checkbox"/> 弟 <input type="checkbox"/> 姉 <input type="checkbox"/> 妹	神奈川 学	H14.8.8	無職	
	<input type="checkbox"/> 兄 <input type="checkbox"/> 弟 <input type="checkbox"/> 姉 <input type="checkbox"/> 妹	神奈川 教夫	H15.9.9	〇〇〇〇大学3年	

<申請者が主たる生計維持者の場合又は、非課税世帯で扶養親族がいる場合>
誓約欄を必ずチェックしてください。

また、扶養している15歳以上23歳未満の兄弟姉妹について記入いただくとともに、本人及び兄弟姉妹の扶養者についてもチェック

【3】振込先口座

金融機関名	●●	▲▲	本店	支店	支店コード	預金種目
金融機関コード	1 2 3 4	銀行 信用金庫 信用組合・農協	本所・支所・出張所	0 0 1	普通・貯蓄	
口座番号	1 2 3 4 5 6 7	口座名義人(申請者)	※カタカナで記入してください			
			カナガワ イクオ			

申請者名義の振込先口座を記入

【4】保護者等の収入の状況について

(1)生活保護受給証明書(生業扶助(高等学校等就学費)を受けていることがわかる証明書)を提出します。

①	<input type="checkbox"/>	生活保護受給証明書(生業扶助(高等学校等就学費)を受けていることがわかる証明書)
---	--------------------------	--

生活保護(生業扶助)受給世帯の場合はチェック

(2)次の者の課税証明書等を提出します。 課税証明書等を提出します。(提出しています。) 個人番号カードの写し等を提出します。(提出しています。)

①	<input checked="" type="checkbox"/>	親権者(両親)2名分 (単身赴任の場合であっても、親権者2名分提出してください。) 生徒が未成年(18歳未満)であり、親権者(両親)が2人存在する場合
②	<input type="checkbox"/>	親権者1名分 (親権を児童相談所長、児童福祉施設の長が行う場合を除く。) ・離婚、死別等により親権者が1名の場合 ・親権者は2名いるが、ドメスティックバイオレンスや養育放棄、失踪等の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を提出できない場合 など
③	<input type="checkbox"/>	未成年後見人()名分 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合 (複数選任されている場合は全員分)
④	<input type="checkbox"/>	生徒の生計をその収入により維持している者(以下「主たる生計維持者」という)(両親等)2名 生徒が在学中に成人した場合で、成人する直前の未成年の時点から申請の時点まで生計を維持する者に変更がない場合
⑤	<input type="checkbox"/>	生徒の生計をその収入により維持している者(主たる生計維持者)1名分 ・生徒が未成年だが、親権者又は未成年後見人が存在しない場合 ・入学時点で生徒が成人であったが、主たる生計維持者が存在する場合 ・生徒が成人であり、未成年の時点で親権者が1人だった場合 ・生徒が成人であり、未成年の時点で親権者又は未成年後見人が存在しなかった場合 など
⑥	<input type="checkbox"/>	生徒本人 ・親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合で、生徒本人が成人に達している場合 など

非課税世帯の場合は、(2)①から⑥まで又は、(3)①のいずれか1つのにチェック
また、個人番号による収入状況の確認を希望する場合、<確認事項>のにも併せてチェック。

<確認事項> 次の事項に同意する場合は、にチェックをしてください。

<input checked="" type="checkbox"/>	高等学校等就学支援金等の申請(届出)で入力した保護者等の個人番号や、提出した個人番号カードの写し等を使用して収入の状況を確認することに同意します。
-------------------------------------	---

(3)次の理由により、(1)又は(2)の書類を提出しません。

①	<input type="checkbox"/>	所得確認の対象が生徒本人(親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合)であるが、未成年で道府県民税所得割・市町村民税所得割が課されるだけの収入を得ていないため
---	--------------------------	--

【5】誓約・委任欄 ※ 申請者の氏名を記入してください。

次のことを確認し、誓約(委任)します。 申請者氏名 **神奈川 育夫**

(非課税世帯の方、生活保護受給世帯の方 共通)

- この申請書の記載内容は事実に相違ありません。また、この申請書に虚偽の記載があった場合は、神奈川県教育委員会の求めに従いその全額を即時返還します。
- 神奈川県以外の都道府県に高校生等奨学給付金の申請は行っておりません。
- この申請の対象となる高校生等は、7月1日現在、児童福祉法による児童入所施設措置費(見学旅行費又は特別育成費(母子生活支援施設の高校生等を除く。))の支弁対象ではありません。
- 授業料以外に学校へ納付する納付金等に未済があるときは、私が支給を受ける高校生等奨学給付金をその未済に充てることについて学校長に委任します。

(非課税世帯の方のみ)

- 【1】で記入した申請対象の高校生等本人は、7月1日現在、生活保護法(昭和25年法律第144号)第36条の規定による生業扶助を措置されていません。(対象となる高校生等が専攻科に在学する場合を除く)

記載されている内容を確認の上、申請者が署名してください
署名が漏れていると、支給できません

<学校使用欄> 次のことについて確認しました。

学校受付印	学校で使用するので、記入しないでください。
学校の名称	
学校の所在地	
学校の電話番号	